

議案第 5 号

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（あきる野市税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

（あきる野市都市計画税条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

（あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 3 条 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年あきる野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律
（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）
から施行する。